

来年度中に前橋プラザ元氣21別館（旧ウォーク館）に開館を予定している前橋市美術館（仮称）。美術館開館の準備期間中も多くの人が活動に参加できるプレイイベントなどを開催します。詳しくは本市の美術館構想公式ホームページ（<http://www.artmaebashi.jp/>）をご覧ください。



大人も子どもも楽しめます



あなたもアーティスト

プレイイベントで
アートに触れよう

前橋市美術館（仮称）のキーワードは「アートでつながる市民の創造力」。アートと市民とまちをつなぎ前橋を元氣したいという気持ちから生まれるまちなかの美術館です。市民の皆さんに買い物やまち歩きのついでに気軽にアートに触れてもらえるきっかけを作るため、昨年度はトークイベントやワークショップなどを開催。本年度もよりバラエティ豊かなプレイイベントを行い、まちなかを盛り上げます。

■「広げよう美術の環境 1000体ツクルンジャー」
古新聞紙と色とりどりのガムテープを使って、動物など

を作るワークショップを開催。終了後は作品を展示します。

日時Ⅱ①8月2日(火)・3日(水)
午前10時～午後0時30分②同
午後1時30分～4時

会場Ⅱ前橋プラザ元氣21
対象Ⅱ一般、先着各30人

講師Ⅱ本市出身の造形作家・関口光太郎さん

申し込みⅡ文化国際課へ
申し込みⅡ文化国際課へ

期日・会場などⅡ下表のとおり
対象Ⅱ一般、各20人（抽選）

申し込みⅡ各開催日の1週間前（必着）までにハガキかEメール（bunka@citymaebashi.gunma.jp）で、住所・氏名（ふりがな）・電話番号・年齢・コース名を記入し、市役所文化

国際課「アートスクール係」へ

市民の活動拠点が
まちなかにオープン

7月5日(火)にミニギャラリー千代田（千代田町二丁目）の2階が、美術館開館に向けた市民活動拠点としてオープン。市民の交流や美術関係の資料が閲覧できる場として利用できます。

■1階の無料貸し出し
1階ギャラリースペースを貸し出しています。作品発表などに幅広く利用できます。

貸出期間Ⅱ14日以内
申し込みⅡ利用日の6カ月前から文化国際課へ

介護保険料額を通知します

問い合わせは 介護保険室 ☎898-6159

7月中旬、65歳以上の人（第1号被保険者）に本年度の介護保険料額を通知します。介護が必要なとき誰もが安心してサービスを受けられるよう保険料を納めましょう。

65歳以上（第1号被保険者）の保険料

65歳の誕生日前日の月分から算定。一人一人が保険料を納めます。

■保険料の決め方

世帯員の市民税課税状況と本人の合計所得額に応じて、本年度の保険料が9区分に分かれています。

■保険料の納め方

●特別徴収（年金から天引き）

受給している老齢基礎年金などの年間受給額が18万円以上の人が対象（老齢福祉年金、恩給を除く）。

●普通徴収（納付書払）

老齢基礎年金などを受給していない人や、受給していても次のいずれかに該当する人は普通徴収となります。

①老齢基礎年金などの受給額が年間18万円未満②4月2日以降に65歳になった③4月1日以降に他市町村から

転入

なお、普通徴収の人は口座振替が便利です。金融機関に直接申し込んでください。振替は申込日の翌月分からで、それ以前の分は納付書で納めてください。

■滞納すると

介護保険のサービスを利用するときに滞納期間に応じて給付制限を受けることもあります。

■保険料の減免

災害など特別な事情で保険料を納められない人や、東日本大震災で被災し本市に転入した人は、保険料が減免される場合があります。減免を受けるには納期限の7日前までに申請が必要です。

40歳～64歳までの人（第2号被保険者）の保険料

加入している医療保険の保険料と一緒に納めます。保険料額など、詳しくは医療保険者に確認してください。

入院医療費などの軽減制度が利用できます

国民健康保険（国保）や後期高齢者医療制度の加入者には、入院医療費などの軽減措置があります。詳しくは問い合わせてください。

問い合わせは 国民健康保険課 ☎898-6249
後期高齢者医療制度については 同課 ☎898-6253

■70歳未満の国保加入者

入院医療費が自己負担限度額（表1㉠のとおり）までとなる限度額適用認定証を申請により交付します。また、住民税非課税世帯は、食事療養費の標準負担額が減額されます(表2のとおり)。

■国保（70歳以上）・後期高齢者医療制度の加入者

自己負担限度額は表1㉡のとおり。住民税非課税世帯は、申請すると各制度による認定証を交付します。こ

れにより、入院医療費の一部負担金額と食事療養費の標準負担額が減額されます（表2のとおり）。

表2 入院時食事療養費標準負担額（1食当たり）

一般	入院が90日以内	260円
住民税非課税世帯などの人（70歳以上は表1㉡で低所得Ⅱの人）	入院が過去1年間に91日以上	160円
表1㉡の低所得Ⅰの人		100円

表1 自己負担限度額（入院・世帯ごとの限度額）		
70歳未満 ㉠	上位所得者（基礎控除後の所得600万円超）	15万円*（8万3,400円）
	一般	8万100円*（4万4,400円）
	住民税非課税世帯	3万5,400円（2万4,600円）
70歳以上 ㉡	低所得Ⅱ	世帯主及び国保加入者（後期高齢者医療制度加入者は世帯全員）が住民税非課税の人 2万4,600円
	低所得Ⅰ	上記と同様の人で、各種収入から必要経費・控除額を差し引いた所得が0円になる世帯の人 1万5,000円

*総医療費が上位所得者は50万円、一般は26万7,000円を超えた場合、超過額の1%を追加負担します。

※（ ）内は年4回以上該当した場合の4回目以降の額です。
※70歳未満は所得の申告がないと上位所得者として扱います。
※70歳以上で現役並み所得者は70歳未満の一般と同じで、住民税課税世帯は4万4,400円が自己負担限度額です。

アートスクール				
コース名	期日	会場	講師	内容
Aコース 「ちがいを楽しむ」	7月30日(土)～11月12日(土)の6回	前橋プラザ元氣21	群馬大教育学部教授・茂木一司さん	ワークショップの手法や意味を学習し、体験しながら多文化共生時代に欠かせないスキルを磨く
Bコース 「モヤモヤをかたちにする」	7月22日(金)～24日(日)の3回	ミニギャラリー千代田（千代田町二丁目）	現代美術作家・藤浩志さん	地域アートプロジェクトの第一人者である藤浩志さんと前橋の街と一緒に眺めて、アートの現場に触れる
Cコース 「美術をかたる」	7月29日～12月16日の金曜6回		県立館林美術館館長・染谷滋さん	地域の美術の歴史・独自性・次世代への課題を探り、そうした視点から群馬の美術に接する